

さいたま市西区選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所は、次のとおりである。

令和8年1月20日

さいたま市西区選挙管理委員会

委員長 見村吉一

期日前投票所 西区役所内

【告示期間】

令和 8 年 1 月 27 日から

令和 8 年 2 月 8 日まで